商品概要説明書

JA新規就農応援資金

(令和7年4月1日現在)

商品名	JA新規就農応援資金
ご利用 いただける 方	以下の条件をすべて満たす方とします。
	〇 当JAの組合員(正組合員、准組合員)の方、または、組合員(正組合員・准組合員)
	となることが見込まれる農業者等の方。
	○ 新規就農者の方。新規就農者には以下の方を含みます。
	①就農開始5年目までの方。
	②新規就農者は、地域農業戦略(例:「地域営農ビジョン」において担い手経営体と
	位置づけられる方、または、担い手経営体と位置づけられることが見込まれる方)
	などを踏まえ、地元関係機関の支援が得られる方。
	③原則として個人(一戸一法人を含む)。
	③原則として農家後継者の方は対象外となります。ただし、独立経営や新たな営農部
	門を開始する場合など、営農基盤を承継しない方は対象となります。
	○ 貸付年齢は、原則 55 歳未満となります。
	○ 原則として千葉県農業信用基金協会の保証が受けられる方。
	○ 信用状況に不安のない方。
	※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後
	の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ千葉県農業信用基金協会の求償
	債務者でないことなどをいいます。
	○ その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	〇 農業経営にかかる設備・運転資金
	※生活資金は対象外となります。ただし、前所有者の経営を居抜き住居付で承継する場合は、居抜き住居取得資金を農業経営にかかる設備・運転資金に含めて取扱うこ
	とも可能です。
借入金額	○ 1,000万円以内とし、所要額以内とします。
借入期間	【長期資金】
	○ 17年以内(据置期間5年以内)。就農経過年数によって融資期間が異なります。詳細
	については、当JAの融資窓口にお問い合わせください。
	【短期資金】
	○ 1年以内
借入利率	○ 当JA所定の利率といたします。詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わせ
	ください。
借入方式	○ 手形借入または証書借入とします。
返済方法	【長期資金】
	○ 証書借入における元金均等または元利均等返済で、毎月返済方式、年1回または年2
	回返済方式。
	○ 特定月増額返済方式(毎月返済に加えて6ヶ月ごとの特定月に増額して返済。)が可
	能です。

	○ 海次口はもとなじみ 1 4 が字はと歴字の口ししまと
	○ 返済日はあらかじめ J A が定めた特定の日とします。 【何期次 A】
	【短期資金】
	○ 手形借入における期日一括返済。○ 515 N F F I N T
I = 1 =	○ 利息は原則として一括前取となります。
担保	○ 担保は必要に応じて設定させていただくことがございます。
保証	○ 原則として千葉県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。
	○ 法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。
	○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。
	○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる
	場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場
	合がございます。
	○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者
	等」に該当するかどうかを確認させて頂きます。
	【法人の場合】
	・経営者 (法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方)
	・大株主(総株主の議決権の過半数を有している方など)
	【法人以外の場合】
	・共同経営者(お借入される方と共同して事業を行う方)
	・お借入れされる方の事業に実際に従事している配偶者の方
	○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役
	場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。
	なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1ヵ月以
	内に作成されたものに限ります。
	○ 一括前払い・分割払いのいずれかをご選択いただけます。
	① 一括前払い
保証料	ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。
	② 分割払い
	約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。
	なお、保証料率は年 0.6%です。
手数料	○ ご融資の際、3,300円のローン手数料(消費税含む。)が必要です。
	 ○ ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合や、ご返済
	 条件を変更される場合は手数料が必要になる場合がございます。
	詳細は当JAの融資窓口までお問い合わせください。
苦情処理措	○ 苦情処理措置
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J A本支所
置および紛	または金融部(電話:0475-82-3267)にお申し出ください。当組合では規則の制定など
争解決措置	苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図りま
の内容	す。

また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けておりま す。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上 記当組合金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3581-2249) 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」とい う)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、 お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、 共同して解決に当ります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではあ りません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会に お問合せください。 ○ お申込みに際しては、当 J A、および原則として千葉県農業信用基金協会において所 定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合も ございますので、予めご了承ください。 その他

○ 現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および

取得方法等については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。

JA山武郡市